



# 想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付させていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会  
業務研究委員会  
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

## こんなこと、 ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安. . .
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☎ **ご相談先は裏面に！**

## 信託のこんな活用法 ～ 自己信託

信託には契約・遺言・自己信託の三つの方法があります。今回は、あまり聞き慣れない「自己信託」をご説明します。

自己信託とは、委託者が自分自身を受託者として、自分の財産を受益者のために管理・処分する信託です。委託者と受託者が同一人物であることに特徴があります。

右手(委託者)に持つ財産を、左手(受託者)に移して「信託！」と宣言するイメージですね。

受託者をお願いする方を探さなくてもよいという点ではとても便利なように感じられますが、一方で、一人で何でも決め

られるとなると悪用の危険も付きまといます。

例えば、多額の借金を負っている人が、競売を回避したいがために自宅を自己信託するというケースを想定してみましょう。信託により、自宅の所有権は受託者に移りません。委託者と受託者は同一人物ですが、法律上は他人です。他人の財産は競売にかけられませんので、債権者は回収困難な状態に陥るわけです。

そこで自己信託の場合には、信託法により、原則として「公正証書」という公文書を作成しなければ効力が生じないと定められています。公証人

の監督の下で公正証書を作成させることにより、悪用的な信託を排除しようとする趣旨ですね。

ところで、自己信託はこんな活用方法があります。相続税対策の一環として子や孫に毎年少しずつ贈与する際、自己信託を利用することで贈与を受けた子や孫の散在を防止することができます。

また、孫の将来の教育資金を確実に確保するために自己信託を利用すれば、予期せぬ不測の事態が生じた場合でも、信託した教育資金に影響は生じません。

様々な使い方の創造も「信託の魅力」ですね！

## 「民事信託」のイロハ (6) ～ 受託者の役割 ③

この紙面では「民事信託」という聞き慣れない仕組みのイロハを、わかりやすくご紹介していきます。今号は、受託者の役割のひとつである「善管注意義務」についてご紹介いたします。

委託者の大切な財産を預かり、受益者を支援するためにあらかじめ決められた方法により長期間にわたって管理・運用・処分を担う立場の受託者には、信託法という法律でさまざまな義務が課せられており「善管注意義務」もそのひとつです。

善管注意義務とは、受託者が信託財産を管理するにあたっては、受託者の社会的・経済的地位、

職業等を考慮し、そのような地位や職業にある者に対して一般的・客観的に要求される注意を払う必要があることと説明されています。

つまり、受託者自身が「私は自分なりに十分注意を払った！」と主張したとしても、客観的に見て「普通はそんな管理はしない」「その程度では十分な注意が払われていたとは言えない」などの指摘を受けるようなケースでは、善管注意義務が果たされたとは言えないことになるわけです。

仮に、受託者が善管注意義務に相当するレベルの注意を払っていたとは言えない場合、委託者や受益者に生じた損害を受

託者が賠償しなければならない場面も想定されますので、安易な気持ちで受託者を引き受けるのは考えものです。

このような説明をするに「そんな難しいことは引き受けたくない」と躊躇を覚えるかもしれませんが、民事信託の基本は「ご家族、ことに受益者の生活支援」にあるわけですから、この基本原則を忘れないようにし、判断に迷ったら「受益者にとって利益かどうか」を冷静に考えるようにすれば、おのずと正しい業務が遂行できるはずですよ。

また、必要に応じて専門家に信託監督人等への就任をお願いするのもよいと思います。

# 「叶」のメンバー を紹介します！

By 小出



小出洋史 から見た

白井淑美 さん



前号から始まった新企画。

2回目の今号は「叶」の紅一点 **白井淑美さん**です。

北区豊岡町のご自宅に事務所を構える白井さんは、多くの方々の成年後見人として、判断能力が低下した高齢者・障害者のために、日々尽力しております。判断能力が低下した方との意思疎通は難しい場合が多いのですが、それでも白井さんは、高齢者・障害者やそのご家族、支援者の皆さんの想いをくみ取り、きめ細かい支援をしております。

これには、白井さん特有の「気配り」があるからだと思います。白井さんにご依頼すれば、自分がお気づきにならなかった点にも、そっと手を差し伸べてくれることでしょう。**そんな、おもてなしの司法書士です！**

## NPO 法人サンサンいわた様にて勉強会を開催しました！

- 保護者様対象の説明会
- 合同相談会
- 職員様向けの勉強会
- 支援者様向けのセミナー

など、**無料**にて対応いたします！

皆さん、こんにちは。「叶（かなう）」の小林真人です。  
去る10月10日（月）、NPO 法人サンサンいわた様で職員さん向けに「親なき後への備え」について講演させていただき、民事信託と成年後見制度について説明いたしました。  
「成年後見と信託の違いがよくわかった」「テキストがわかりやすい」「支援の幅が広がった」「わが身に置き換えて勉強できた」等のご意見をいただき、お役に立てたのではないかと感じています。

※ 勉強会、講演等をご希望の方は、  
下記までお問い合わせください！！



### ご相談・お問い合わせはこちらへ！！



☎ 053-589-5745

【 窓口担当・小出洋史 】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。